

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	根本 幸一
登録番号	茨城 1121
登録の有効期間	令和 5 年 4 月 7 日から 令和 10 年 12 月 31 日まで
営業所の所在地	茨城県北茨城市平潟町 1061-48
遊漁船の名称	第 11 とも丸
遊漁船業務主任者の氏名	根本 幸一 根本 達矢
損害賠償措置の 保険期間	令和 5 年 12 月 27 日から 令和 6 年 12 月 26 日まで